

臨時職工及人夫名義職工調査 (福岡縣調査参照)

一、臨時職工及人夫名義職工數 (昭和九年十二月一日現在)  
別表の通

二、人夫供給契約書  
別表の通

三、供給請負人を通じて使用する職工及人夫の賃銀支拂方法其他

1、賃銀支拂の方法

- 工場主より請負人に對しては月一回又は三回、或は三回支拂ふものと、請負作業完了後一括して支拂ふものとあり。而して請負人より職工或は人夫に支拂ふのは月一回は稀にして少くして二回普通は三、四回にして多きは六回に及ぶものあり。
- 2、工場主の支拂ふ金額と職工の受くるものとの差額  
工場主の支拂ふ金額と職工の受くるものとの差額は三分位よ

り一割迄にして二、三の工場では請負人に特別の賃銀(手数料)を支拂ふ爲差額なきものあり。

- 一、一人に對し五錢乃至拾錢の差あるもの 一〇
- 一、一人に對し拾錢乃至拾五錢の差あるもの 三
- 一、工場主が直接請負人に對し謝禮を出すもの 四
- 一、差額なきもの 九

3、均一的に支拂ふか又は個人別別に定むるか

二十八工場中個人の技倆を斟酌して個人別に定むるもの二十  
二工場にして其他は均一的に支拂ふが如し。

四、臨時工と常備工との待遇上の差別概要

臨時工に對して月末皆勤、特別、精勵其他の各賞與や退職手當を支給せざるもの多く、たとへ之れを支給するもの稀に有りと雖も支給率に於て低きは言を俟たず。然れ共業務上の負傷疾病